

4. 今後の課題

(1) 第三者評価基準をめぐる課題

○今回の研究事業では、平成13年評価基準をベースにして、全てのサービス種別において適用できることや、第三者評価事業の均質化の確保という観点からあらためて第三者評価基準の整理を行った。

○ただし、すでに先行して実施されてきた障害者児分野、保育所・児童分野における第三者評価基準等との関係については十分な研究をなし得なかったため、引き続きその関係について検討を深めていく必要がある。

(2) 客観的な第三者評価結果の確保

○今回策定した第三者評価基準におけるウエイト付けや、第三者評価結果を総合的に示す方法論については十分な検討を行うことができなかったため、引き続き、第三者評価結果や事例の集積を踏まえた研究が必要である。

(3) 第三者評価結果の有効期間について

○第三者評価結果の有効期間については、いわゆる「認証」（受審事業所に対する「マル適マーク」のようなイメージ）や、「格付け」といった客観的な第三者評価結果のとりまとめ方法の構築に向けた研究とあわせ、あらためて検討される必要がある。

(4) その他

○今回の研究事業では、第三者評価結果の公表についてはとくに利用者等に配慮したガイドラインのとりまとめを行ってきたところであるが、第三者評価事業の目的であるサービスの質の向上に向けた取り組みの支援という観点からは、第三者評価機関から受審事業者への第三者評価結果のフィードバックの内容や方法等が極めて重要である。

○社会福祉をとりまく状況が大きく変わろうとしている現在、第三者評価事業が、事業者のサービスの質の向上へ向けた取り組みに対する適切な措置となるためには、第三者評価基準はもとより、その手法等についても定期的な検証と見直しが必要であることを付言しておきたい。